

村上市地域公共交通活性化協議会報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、村上市地域公共交通活性化協議会規約(以下「規約」という。)第17条の規定に基づき、村上市地域公共交通活性化協議会の委員(以下「委員」という。)の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 委員が村上市地域公共交通活性化協議会の会議、分科会及び先進地視察(以下「会議等」という。)に出席したときの報酬の額は、1日につき6,300円とする。ただし、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。

- (1) 国、県、市及びその他団体の常勤職員
- (2) 公共交通事業者及びその組織する団体並びに交通管理者からの選出委員
- (3) 前2号に定めるもののほか、申し出のあった委員

(費用弁償の額)

第3条 委員が会議等に出席したときは、費用弁償として旅費を支給する。ただし、前条各号に規定する委員については、これを支給しないものとする。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、村上市の例によるものとする。

(関係者の出席を求めた場合の対応)

第4条 規約第11条第5項、第13条2項及び同条第3項の規定により関係者の出席を求めた場合は、前2条の規定を準用する。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規程は、平成22年2月9日から施行する。